

## 旅 費 規 程

令和7（2025）年3月20日改定

- 1 特定非営利活動法人山形県サッカー協会は、以下の基準に基づいて旅費を支給することが出来る。
  - (1) 交通費  
交通費算定の起点及び終点は事務所所在地もしくは自宅とし、目的地へ到達するまでの運賃等とする。交通手段は、下記の通りとする。
    - ①自家用自動車の利用の場合  
但し、自動車保険への加入が無い自家用自動車等の使用は認めない。  
但し、同乗者に係る交通費は、これにあてはまらない。
    - ②公共交通機関の利用の場合  
旅客機、船舶の利用が必要な際は、事前に利用の可否を相談する必要がある。
    - ③借り上げ車両の利用の場合  
消費したガソリン代金をもって交通費見合いとする。
  - (2) 宿泊費  
宿泊が必要な場合は、宿泊代金の実費を支給する。  
但し、宿泊先が定まっていない場合は9000円を上限とし、前払いで支給出来る。
  - (3) 日当  
日当は、一日5000円を上限とし支給する事ができる。  
但し、主催者において金額を定めている場合は定められた金額とする。
- 2 旅費の算出方法は、下記の通りとする。
  - (1) 実費精算による算出  
YFA 書式9及びYFA 書式10の「旅費精算書」にて、領収書の添付をもって証拠書類とし、領収額の合計をもって算出する。領収書の添付が無い場合、実費旅費の対象とはならない。
  - (2) 前払い  
公共交通機関の既定運賃をもって算出する。
  - (3) 規程払い  
【別表1】及び【別表2】に換算し、基準額をもって算出する。
- 3 その他
  - (1) 有料道路の使用、駐車場の利用が必要な場合は、旅費として支給する事が出来る。  
但し、実費精算にのみ対象となる。
  - (2) 前払いで支給した旅費については、不足が生じても補填しない。
  - (3) 複数の算出方法にて算出した旅費は、YFA 書式3「支払依頼書」にて、まとめて支払う事が出来る。

【別表 1】

山形県内交通費基準額一覧

	山形	新庄	鶴岡	酒田	米沢	長井
山形		1,500	3,000	4,500	1,500	1,500
新庄	1,500		2,000	1,500	4,000	3,500
鶴岡	3,000	2,000		1,000	5,000	4,500
酒田	4,500	1,500	1,000		5,500	5,000
米沢	1,500	4,000	5,000	5,500		1,000
長井	1,500	3,500	4,500	5,000	1,000	

【別表 2】

自家用自動車等利用の支給額

自家用自動車等利用の支給額については、下記の通りの走行距離によることとする。

走行距離(km)	金額(円)	走行距離(km)	金額(円)
10km 未満	200	60km 未満	1,200
20km 未満	400	70km 未満	1,400
30km 未満	600	80km 未満	1,600
40km 未満	800	90km 未満	1,800
50km 未満	1,000	100km 未満	2,000

※以下、10km毎に200円加算する。